

研究ノート

19世紀ドイツ法学におけるカント哲学の影響

—— ヨアヒム=リュッケルトの見解の紹介と検討 ——

耳野 健二

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 カントの影響全般について
- 第3章 個別分野へのカント哲学の影響
- 第4章 近代法学史における「形式」と「自由」
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに

近代ドイツ法学について、とくにその基礎理論を理解するにあたり、哲学との関係を検討することは不可欠の課題である。とりわけカント哲学との関係は、従来より重要なテーマとなってきた。本稿は、近代ドイツ法史研究を代表するひとりであるヨアヒム=リュッケルトのこのテーマに関する研究をとりあげ、その概要を紹介するとともに、これに若干の検討をくわえることを目的とする。ここではそのために、同人の1991年に発表された論文「19世紀の法律学および政治理論（自然法、法哲学、国家学説、政治学）におけるカント受容」(以下「受容」論文⁽¹⁾)とよぶ)をとりあげ、必要に応じて他の論文にも言及しつつ、その見解を紹介する。

カント哲学が西欧近代史において有する意義については、あまりにもよく知られており、あらためて確認する必要はないであろう。また、法一般の歴史にとって、カントの展開した人権や民主制の理念が大きな意味をもったことも、よく知られていよう。だがさらに、専門領域としての法学

の歴史に対しても、カント哲学は多大な影響を与えた。「受容」論文が主題とするのは、19世紀のドイツにおける専門領域としての法学へのカント哲学の影響という問題である。このように限定された枠内においてテーマが設定される理由については、やや詳しく説明を述べておく必要があらう。

ドイツにおける近代法学の成立過程において、カント哲学が決定的に重要な役割を果たしたことは、従来からいくつもの優れた研究が指摘してきた。とりわけサヴィニー（1779-1861）の法理論、具体的には『現代ローマ法体系』⁽²⁾にみられる法思想との関係が指摘されてきた。

サヴィニーが構築した私法学の基礎理論には、カントの法論・倫理学における意思、自由、人格といった概念の影響が見られる。またサヴィニーが法の学問的把握を志し、これを「体系」という媒体を用いて実現しようとしたとき、その哲学的基盤を提供したのもカントであった。⁽⁴⁾さらに、サヴィニーの法学方法論とカントの反省的判断力との関連についても、重要な指摘がなされている。⁽⁵⁾

このように、カント哲学は多面的な形で、サヴィニーの法学構想に影響を与えた。しかも、その基本概念がカント哲学との関係から説明されることからうかがえるように、その影響は法学構想の核心に関わる部分にまで及んでいる。この意味で、近代法学が形成される過程でのカント哲学の影響は、決定的な意味をもっていたといえる。

以上にくわえて、さらに留意する必要があるのは、このようなカント哲学の法学への影響が、サヴィニーの法学構想にのみ限られるわけではない、ということである。同時代の他の重要な法学者たち、たとえばフーゲー⁽⁶⁾（1764-1844）、フーフェラント⁽⁷⁾（1760-1817）、ティボー⁽⁸⁾（1772-1840）、フォィエルバッハ⁽⁹⁾（1775-1833）にも、カント哲学の影響を見ることができるとされている。

近年の研究が示すところでは、これらの法学者たちによって、そしてカント哲学の決定的な影響の下、おおよそ1800年前後の時代に法の学問化が遂行された。⁽¹⁰⁾このころ以降、多数の優れた法学者たちが現われ、数々の

偉大な業績が著わされた。その後、これらの業績を受け継ぐかたちで、パンデクテン法学、ドイツ民法典等⁽¹¹⁾、19世紀中はもとより、20世紀初頭にいたるまで、ドイツ法学が隆盛をむかえることになる。

このような理解が正しいとすれば、18世紀末から19世紀初頭、カント哲学の影響下で遂行されたドイツ法学の近代化は、その後の約100年間のドイツ近代法史のあり方に、ある意味で決定的な影響を与えたことになる。だとすれば、そこでカント哲学が法学の世界にどのような影響を与えたのか、これを明らかにすることは、きわめて重要なテーマである、ということになろう。

本稿で紹介するリュッケルトの「受容」論文は、このような19世紀のドイツ近代法学の歴史的展開を素材としつつ、1800年ごろから1900年ごろまでにおける、カント哲学の影響史の概要を明らかにしようとするものである。この論文で、著者リュッケルトは、多数の文献を網羅的に参照し、19世紀全般を視野に入れつつ、法学に対するカント哲学の影響を多面的に明らかにしている。上述のように、法学史へのカント哲学の影響が重要な意味を持つことから、「受容」論文は、このテーマに関する基礎的かつ重要な研究の一つとして、詳細に紹介するに値するものと思われる。

「受容」論文は六つの章からなり、その概要は以下のようなものである。まず「Ⅰ. 方法および事実的諸条件」において、テーマに関わる先行研究と資料状況がふれられる。ついで、「Ⅱ. カントの影響一般。全般的状況」において、1800年ごろから1900年ごろまでの法哲学におけるカントの影響史が簡潔に描かれる。そのうえで、カント哲学の影響がその「二重の使用」というかたちで確認できることが説かれる。「Ⅲ. カントの影響の地域的状況」においては、テュービンゲン、フライブルク、ハイデルベルク、イエナ、ライプツィヒ、ランズフート、ベルリンといった各地域での学問状況との関連からカントの影響史が論じられ、「Ⅳ. 分野ごとにおけるカントの影響」では、刑法、民法、国法・政治理論、学問論におけるカントの影響が論じられる。そのうえで、「Ⅴ. 二重のカント使用」においては、これらの影響を、カント哲学の「二重の使用法」というかたちであらため

て整理し、その影響の意義を明らかにしたうえで、「VI. 帰結」において成果の整理をおこなっている。

本稿は、このような「受容」論文の内容を中心に、リュッケルトの見解を紹介したい。とはいえ、「受容」論文は大量の情報を圧縮して納めており、そのすべてをこの小論で紹介することは、筆者の力量をはるかに越えるものである。そこで、本稿では、リュッケルトの見解の核心を、カントの影響史が二つの方向性で生じたとする点にあると考え、この点を中心に紹介を試みる。そのため、「受容」論文を紹介するに当たっては、研究方法と研究状況等の条件を説明する第1章と、カント哲学の地域毎の影響を論じた短い第3章は割愛し、残る他の諸章から、カント哲学の二重の影響史に関連する、あるいはその理解に必要と思われる諸点を抽出するかたちで内容の整理をおこなうこととする。また、上記の方針との関連で、これらの内容の理解に資する範囲で、必要に応じてリュッケルトの他の論文も参照し、「受容」論文の内容を補完することとしたい。

注

- (1) *Joachim Rückert*, Kant-Rezeption in juristischer und politischer Theorie (Naturrecht, Rechtsphilosophie, Staatslehre, Politik) des 19. Jahrhunderts, in: John Locke und/and Immanuel Kant. Historische Rezeption und gegenwärtige Relevanz, hg. von M. P. Thompson, Berlin 1991, 144-215. またこの論文の成果をふまえたいわば姉妹編として次のものがある。Ders., Von Kant zu Kant?, in: Neukantianismus und Rechtsphilosophie, hg. von R. Alexy, L. H. Mayer, S. L. Paulson und G. Sprenger, Baden-Baden 2002, S. 89-110.
- (2) たとえば代表的な研究として *Franz Wieacker*, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2te neubearbeitete Auflage, Göttingen 1967, S. 397.
- (3) *Hans Kiefner*, Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert, in: Philosophie und Rechtswissenschaft, Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert, hg. v. J. Blühdorn und J. Ritter, 1969 Frankfurt am Main, S. 3-25. この研究は、カントおよびサヴィニーのテキストを詳細に比較しており、現在でもドイツ近代法史におけるカントの影響を論ずるさいの基本文献である。本稿で紹介するリュッケルトの論文でも、この研究については肯定的に言及されている。Rückert, Kant-Rezeption (前出註(1)), S.

191を参照。

- (4) *Jan Schröder*, Wissenschaftstheorie und Lehre der „praktischen Jurisprudenz“ auf deutschen Universitäten an der Wende zum 19. Jahrhundert, Frankfurt am Main, 1979.
- (5) *Dieter Nörr*, Savignys Anschauung und Kants Urteilskraft, in: Norbert Horn (Hrsg.), Europäisches Rechtsdenken in Geschichte und Gegenwart Festschrift für Helmuth Coing zum 70. Geburtstag, München 1982, Bd. 1, SS. 615–636. *Ders.*, Savignys philosophische Lehrjahre, Ius Commune Sonderhefte 66, Frankfurt am Main 1994. *Stephan Meder*, Urteilen. Elemente von Kants reflektierender Urteilskraft in Savignys Lehre von der juristischen Entscheidungs- und Regelfindung, Frankfurt am Main 1999, 304 S.
- (6) *Wieacker*, Privatrechtsgeschichte, 2. A., S. 379.
- (7) *Michael Rohls*, Kantisches Naturrecht und historisches Zivilrecht, Wissenschaft und bürgerliche Freiheit bei Gottlieb Hufeland (1760–1817), Baden-Baden 2004.
- (8) *Jan Schröder*, Wissenschaftstheorie (前出注(4)), S. 115f. ここでは、「体系」を「法学の構造」としてとらえる論者として、フーゴー、フォイエール、バッハの名前もあげられている。
- (9) *Wieacker*, Privatrechtsgeschichte, 2. A., S. 327.
- (10) *Joachim Rückert*, Heidelberg um 1804, oder: die erfolgreiche Modernisierung der Jurisprudenz durch Thibaut, Savigny, Heise, Martin, Zachariä u. a., in: Friedrich Strack (Hg.), Heidelberg im Säkularen Umbruch, Traditionsbewußtsein und Kulturpolitik um 1800, Stuttgart, 1987, S. 83–116.
- (11) 民法典について *Joachim Rückert*, Das Bürgerliche Gesetzbuch — ein Gesetzbuch ohne Chance?, in: Juristenzeitung 58 (Tübingen 2003), S. 749–760. *Ders.*, Das BGB und seine Prinzipien: Aufgabe, Lösung, Erfolg, in: Schmoeckel u. a. (Hg.), Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB, hg. von M. Schmoeckel, J. Rückert und R. Zimmermann, Bd. 1: Allgemeiner Teil. §§ 1–242, Tübingen 2003, S. 34–122.

第2章 カントの影響全般について

「受容」論文の第2章⁽¹²⁾でリュッケルトは、ほぼ時系列に沿いつつ、19世紀のドイツ法学史におけるカントの影響を概観している。この概観の内容がいかなるものかは、リュッケルトの次の言葉からある程度うかがい知る

ことができる。「19世紀の始まりと終わりに目をやるならば、〔カントの影響がどのようなものであったかという問いへの〕解答は、明白であると同様におのずと生じてくるように見える。なぜなら、明らかに19世紀はカントの印において始まるだけではなく、カントの印において終わりもするからである。つまり『カントからカントへ』が端的な解答である。要は100パーセント影響が見られたのである。⁽¹³⁾」このようにリュッケルトは、19世紀の全体を通じて、カントの影響がみられたことを強調する。

だが、そこには問題がないわけではない。リュッケルトは続けて言う。「だが、そこでは同一の『カント』が問題になっているのではない。同一のカントがいかに広まらなかったか、ということ进行を明らかにすることから、そもそも検討を要し、また緊張をはらむ研究課題が生まれるのである。かかる課題は、19世紀の始まりと終わりの間に、カントの影響が不明である中間期間も、それが活性化する中間期間も、いずれをも対象とするものでなければならぬ。⁽¹⁴⁾」

つまり、19世紀を通じてカントの影響を確認することはできるものの、それはこの世紀を通じて途絶えることなく影響が継続していたことを意味するわけではないし、あるいはまた、同一のカント像が広まったということの意味するのでもない。個々の法学者のカントの使用法は一つの類型に集約できるものではなく、複数のカント使用の類型が見られたのであり、あるいは、カントの影響そのものにも、それが活性化する時期もあれば、衰える時期もあった、ということなのである。

このような事情から、19世紀の法学へのカント哲学の影響を論じるリュッケルトの記述は、多様な法学者と論点にはばひろくふれるものとなっている。だがここでは、これらすべてに遍くふれることは不可能なので、リュッケルト自身による区分に従いつつ、概要のいくつかの局面について簡潔に紹介をおこなうことにする。以下では、時系列上のカントの多様な影響のありよう(1)と、それらを理論的に把握するための類型化(2)に分けて説明する。

(1) 時系列上の影響

ここでは、リュッケルトが描き出すカント哲学の多様な影響を、1860年ごろまで (a) と 19 世紀の後半 (b) に分けて紹介する。

(a) 1830 年頃までの影響と 1860 年ごろの復活

いわゆる三批判書に代表されるカントの主要な業績は 1780 年代から 1790 年代にかけて発表されている。その後、法学界では、1800 年前後に大きな転換点を迎えるが、そこではカント哲学が重要な役割を果たした。こうした事情のために、1800 年前後に活躍した著名な法学者には多かれ少なかれカントの影響が見られる。上記のサヴィニー、フーゴー、ティボー、フーフェラント、フォイエルバッハといった名は、こうした文脈で欠かすことのできない名前である。

では、そのような活発なカントの影響はいつまで続いたのであろうか。リュッケルトはそれを 1830 年ごろとし、この時期までを Aetas Kantiana と呼んでいる。このような理解の根拠としてあげられているのは、カント哲学の影響を受けたとされる古典的作品の改定の変遷⁽¹⁵⁾のありよう、ヴァルンケーニヒ作成の文献リストによる各年次の文献数の比較⁽¹⁶⁾、さらには 1830 年にシュタールの『歴史的観点による法の哲学』が公刊されたこと⁽¹⁷⁾、である。シュタールのこの著作は、サヴィニーおよび歴史法学派における「歴史的傾向の哲学的下部構造を明示的⁽¹⁸⁾にもつ」ものであり、これはカント的なものとは理解されていなかった。つまりこの著作はカントをはじめとする自然法体系ないし合理主義的哲学に最終的な決別を告げるものと理解されたのである。

しかしながら、これらをもってカント哲学の影響は完全に途絶えてしまうわけではない。リュッケルトは、1860 年ごろになり、ふたたび法の哲学に関連する関心が高まってくるとする。その徴候は、1861 年にヴァルンケーニヒが、「自然法の復活、あるいは近時の三教科書に対する批判的概観」という書評論文を発表したことに示される⁽¹⁹⁾。この書評論文は、シリंक、レーダー、トレンデレンブルク各々の概説書を対象としたものであ

る。これらの著作はいずれも「自然法」をタイトルに冠して⁽²⁰⁾おり、こうした作品の相次ぐ公刊は、かつてカント哲学の影響が盛んだった時代のように、自然法に着目する時代がふたたび到来したかのような印象を与える。だが、ここでヴァルンケーニヒは、かつてと同様の意味での自然法の再登場を確認したのではなかった。むしろヴァルンケーニヒは、「自然法」を「アプリアリに国家的サンクションなしに妥当する法規」として捉える一方で、「法哲学」を「あるべき法に関わる純然たる当為命題、法の哲学、法の最終根拠、法の最高目的、法の理想」として捉えている。後者では、明らかに「妥当性の問題」が⁽²¹⁾念頭に置かれている。つまりここでは、絶対的に妥当する規範としての自然法はもはや関心を向けるべき対象ではなく、いかなる規範が妥当すべきか、という問題が問われている。

このように見てくると、ヴァルンケーニヒは、たしかに「自然法の復活」にふれてはいるけれども、その実態をカント哲学の影響という観点から見ると、実質的に妥当する形而上学的法規という意味での自然法を志向しているわけではないことがわかる。この意味で、「自然法」という用語を使用しているとしても、それはいわば外観上の復活を説いているにすぎない、ということになる。

また、このような解釈をとるならば、1860年ごろをカント哲学の影響の見られた時期として強調することは適切ではなく、さきにふれたように、1830年ごろこそが「自然法と法哲学における一般的なカントの影響の最終局面として⁽²²⁾確定され⁽²³⁾うる」ことになる。

(b) 19世紀後半の影響

上記のように19世紀の半ばまでには、カント哲学の影響は終焉を迎えたかのように見える。だが興味深いことに、まさにそれ以降の時期に、ふたたびカントの名前が新たな立場とともに語られるようになる。とりわけここで念頭に置かれるのは、新カント派のシュタムラー（Rudolf Stammler, 1856-1938）である。

シュタムラーの「変転する内容をもつ自然法」という定式は、このよう

なカント哲学の新たな影響の局面を端的に表わす一例である。シュタムラーによれば、価値の世界はもはや永遠に妥当するわけではないし、またたんに法律的に妥当するわけでもないが、かといって、たんに経験的・偶然的に妥当するわけでもない。それは、変転する素材における統一的条件に基づくものである。このような考えには、カント哲学の批判的側面が現われているとリュッケルトはいう。すなわちここでは、人間理性の認識論的制限が尊重されており、このことはまた実践理性にも厳格に課される。それゆえ、学問的には、控えめで、意識的に抽象的な、ただ一般的であるにすぎない基準、すなわち、拘束力ある規範を含まない「正法の学説」以上のものを語ることはできない、ということになる。⁽²⁴⁾

リュッケルトは、このような新カント派の見解について、「新たなアクセントをとまなう、カントによる新たな根本的影響をまちがいに表している」⁽²⁵⁾と述べる。だがそれは、ありうべきカントの解釈の一ヴァージョンであるカントの「批判的—懷疑主義的」⁽²⁶⁾使用でしかなかった。

このように法学におけるカント哲学の復活がみられるとしつつ、リュッケルトは、他方で状況がけっして単純ではなかったことを強調する。というのも、さらに視野を広げるならば、カント哲学との何らかの関連性を示唆する多岐にわたる立場の出現を認めることができるからである。たとえば、ルードヴィヒ・クナップ (Ludwig Knapp) の「絶対的に認識可能な倫理的な法的基礎」ならびに永遠に「あるべき」法としての「法哲学」に打撃を与えんとする立場もまた、存在した。⁽²⁷⁾あるいはまた、カントを「ドイツ社会主義の真かつ本当の創始者」⁽²⁸⁾として読む立場も無視することはできない。ここであげられるのは、レンナー (Renner)、ラードブルフ (Radbruch)、カントロヴツィ (Kantorowicz)、ロートマル (Lotmar) らである。なおリュッケルトはここでも、カントの批判的—懷疑主義的解釈が見られると指摘する。

以上にくわえ、リュッケルトはより広く、多岐にわたる立場の法律家たちについても考慮すべきことを強調している。すなわちイエーリング (Jhering)、ヴィントシャイト (Windscheid)、ガイヤー (Geyer)、ヴァ

ルター (F. Walter)、ポスト (A. H. Post)、ダーン (Dahn)、キルヒマン (Kirchmann)、ビンディング (Binding)、メルケル (A. Merkel)、ビーアリンク (Bierling)、ミュラー (P. Müller)、トーン (Thon)、イエリネック (G. Jellinek)、ツィーテルマン (Zietelmann)、ギールケ (Gierke)、コーラー (Kohler)、メンガー (A. Menger)、ベルグボーム (Bergbohm) らについても個別の検討が必要である、と指摘している。そして、これらのなかで、現在のところ、カントの批判的・懐疑主義的側面の影響が明確に推測できるのは、シュタムラーを別とすれば、メルケルらの一般法学であるとされる。⁽²⁹⁾

(2) 19世紀ドイツ法学に対するカント哲学の影響の諸類型

以上のように、リュッケルトは、19世紀のドイツ法学にカント哲学が多様なかたちで影響を与えたことを強調する。そのさい、リュッケルトは、これらの影響を五つの類型に整理している⁽³⁰⁾。この場合、一方の極は、「観念論的・形而上学的・絶対的」側面の影響を強く受けたタイプ (①) として設定され、他方の極は、「認識批判」の側面の影響を強く受けたタイプ (⑤。これが蔑称で呼ばれるときは「形式的」と形容されることがある) として設定される。そして、これら二つ極の間には、両者の要素を混在させた中間的な複数の立場が段階的に存在する。

- ① まず取り上げられるのは、「実定法のために実際に妥当性をもつ、超時間的法規としての自然法を説く理論」である。ここでは、神的自然、人間の本性 [=自然]、自然としての理性等の形で、「自然」概念が直接的に規準として作用する。これは、他の非自然的諸規範に優越し、立法にとって実践的・具体的に可視的に立ち現れる。また裁判官はかかる規範を用いることで、欠缺補充をおこなうことができる。
- ② ①の形而上学的性格を弱めたヴァージョン。超時間的規範をたんにアプリアリナ理念として、あるいは純粹理性の要請として、あるいは抽象的で實質に乏しい原理的「純粹」規範として、捉える立場である。この認識は、たしかに絶対的ではあるが、直接実際に使用可能という

わけではない。ここでは、自然法は「より良き道徳的法」にすぎず、純粹法論は、「道徳の一章」となる。

- ③ ヘーゲルやシュタールに見られるヴァージョン。形而上学的で絶対的に認識された法に、もはや明確な妥当性の優位を認めない立場である。そのかぎりでは自然法ではなく法の哲学が要求される。だが、法と道徳についての超時間的請求を、現実における理性的なものとして、あるいはキリスト教による啓示として、規定してはいる。
- ④ 形而上学的—絶対的構成要素がさらに弱められたヴァージョン。形而上学的—絶対的構成要素が認められはするが、相当にその役割は弱められている。それらは、たんに形式的で一般的なものにすぎず、内容空虚なものとなされ、アプリアリを欠く現実的法の・純然たる理念ないし理念的規準とされる。ここでは自然法という表現は維持不可能となり、新たな像が形成される。もはや国家法に対抗して使用される法規を規定するのではなく、「何が妥当すべきか」について哲学するにすぎない。かかる意味での哲学的法理論は、その諸原理を素材としての実定法に適用するだけでなく、実定法それ自身を対象とする（たとえばフーゴーの実定法の哲学）。
- ⑤ ①と対極にあるヴァージョン。完全に非形而上学的に理解され、絶対的認識は完全に否定される。唯物論、倫理的・政治的相対主義、実証主義、ニヒリズムに通じる。承認された価値、経験、改善の提案といったものが指針を提供する。哲学と学問にはこれらを扱うことは困難であり、原理的・演繹的な形態を失う。とはいえ、価値の問題が消滅するわけではなく、むしろ意識的な価値設定が発生する。法、倫理、政策を扱う学問は、所与の価値設定の単なる把握と記述だけをおこなうものとなる。当為についての絶対的認識と形而上学は、信仰・感情・直観に従うたんなる実践に縮減される。

以上の類型化は方法論の観点からの分類である。上述のように、かかる分類のもとには二種類の類型、すなわち、「観念論的—形而上学的—絶対的」立場と「認識批判的」立場という区分が想定されており、リュッケルトは、

これにさらに「内容的〔inhaltlich〕」側面、すなわち実質的価値に関わる側面を考慮することで、カントの影響を分析するためのよりの確な枠組みを設定することができるとする。

すなわち、一つの立場は、「方法的に形而上学的に論証し、絶対的に認識する純粹理性を用いるものであり、内容的には、人間的自由の理性理念に基づいて論証する」ものである。いま一つの立場は、「方法的観点において純粋な理性認識の限界を強調するものであり、絶対的に認識された自由という事柄について内容上の貧弱さを強調する。ここでは内容的側面は中立的で、多様な価値設定に開かれている。」つまり、ここでは、「形而上学的ーリベラル」な立場と「懷疑主義的ー中立的」立場⁽³¹⁾という、二つのヴァージョンがカント哲学の影響のあり方として設定される。

注

- (12) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 161ff.
- (13) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 153.
- (14) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 153.
- (15) ここで念頭に置かれるのは、*Karl Heinrich von Gros, Lehrbuch der philosophischen Rechtswissenschaft oder des Naturrechts* である。本書は、初版が1802年、第2版は1808年、第3版は1815年、第4版は1823年、第5版は1829年、第6版は没後に変更なしに1841年に出版された。リュッケルトは、ここで第5版と第6版の間で改定の間隔があいており、本質的な影響は1820年代までとするのが適切ではないか、とする。*Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 161.
- (16) このリストには1785年から1831年までの108タイトルの論文が挙げられているが、年次毎に掲載数の顕著な変化が見られるというのである。すなわち、最も大量の文献が登場するのは1795年から1798年にかけてであり、各年次に5~10タイトル、総数で32タイトルがみられる。これに次ぐのが1802年から1803年であり、各年次6および5タイトル、計11タイトルがみられる。第三は1819年と1820年であり、各年次5および4タイトルで計9タイトルがみられる。最後の山が1830年で4タイトルである。*Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 162f.
- (17) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 163.
- (18) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 163.

- (19) *Warnkönig*, Die Wiederauferstehung des Naturrechts oder kritische Übersicht der drei neuesten Lehrbücher, in: *KritVjschrftGuR* 3 (1861), S. 241-282.
- (20) それぞれの原題は以下の通り。F. A. *Schilling*, Lehrbuch des Naturrechts oder der philosophischen Rechtswissenschaft. I. Abth. Leipzig 1859. R.D.A. *Roeder*, Grundzüge des Naturrechts oder der Rechtsphilosophie. T. I. Leipzig u. Heid. 1860. Naturrecht auf dem Grunde der Ethik. Von A. *Trendelenburg*. Leipzig 1860.
- (21) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 166f.
- (22) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 167.
- (23) なお、リュッケルトによれば、このような自然法から法哲学への「転換」は、すでにフーゴの自然法論 (1798年、そのタイトルは『実定法の哲学としての自然法』) で開始されていたものであり、当時の者にとってはすでに完遂されたものと見なされていた。
- (24) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 169f. もっとも *Stammler* は、たんに形式だけを強調したわけではない。リュッケルトによれば、そこには「特別の価値論」も含まれている。また、社会的理念である「自由な意欲者たちの共同体」が、倫理ではなく法の理念として参照されるべきであるとされている。リュッケルトはこのようなシュタムラーの考えを別の箇所で「妥協」と評している。*Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 204.
- (25) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 171.
- (26) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 171.
- (27) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 168.
- (28) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 172.
- (29) カントとの関連を主題としたものではないが、一般法学の理論的研究として *Funke*, *Allgemeine Rechtslehre als Strukturtheorie*, Tübingen 2004 がある。フンケのこの書物では、カントと一般法学との関係についての言及は必ずしも多くはない。たとえばピアリンクとの関係について同書 S. 153ff. を参照。新カント学派との関係についての記述のほうが相対的に多い。
- (30) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 177-179.
- (31) なお、本論文では、上記①～⑤の立場とこれら二つの類型との関係は、必ずしも明らかではない。また、形而上学的で価値中立的な立場と、懐疑主義的で自由主義的な立場は、いずれもありえないわけではないが、実際にはあまり現われず、ここでは考慮外とされる。*Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 180.

第3章 個別分野へのカント哲学の影響

さて、「受容」論文で検討される法学へのカント哲学の影響は、上記の類型化にとどまるわけではない。リュッケルトは、このようなカントの影響が、法学のいくつかの分野においてどのような影響を与えたのか、個別に概観している。具体的に扱われるのは、刑法学、民法学、国法学・政治理論、学問論の各分野である。⁽³²⁾ここでは、私法学への影響と学問論への影響⁽³³⁾だけを見ておく。

(1) 私法学への影響

19世紀の法学者たちにとって、ドイツ私法学におけるカント哲学の影響は決定的であると見なされていた。すなわち、自然的人格と権利能力、自然的自由、自由の自己廃棄の不可能性、自律的意思、個人意思による支配としての法的力、権利（主観的レヒト）の総体としての私法、等々が、カントの影響の産物と考えられてきた。⁽³⁴⁾しかし、このような影響のありようを歴史的に厳密に追跡することは容易ではない。というのは、実定的私法の哲学は、遅くとも1830年代には広範な戦線で、方法においても動機においても、厳格にリベラルな「カント学派」を離れていたからである。たとえば、1839年のヴァルンケーニヒの著作では、カント派の見解ないし「抽象的自然法の教科書」のカント哲学の使用のありようは「時代遅れ」とされていたのであった。⁽³⁵⁾

こうした傾向を代表する法学者の見解として、リュッケルトはサヴィニーの法概念に言及している。サヴィニーの実定私法学上の法概念として取り上げられるのは、ヴァルンケーニヒの上述の著作と同じころ（1840年）に公刊された『現代ローマ法体系』§52の有名な一節である。

「……今や自由な存在が……相互に並びたって存在すべきなら、このことはただ、その内部であらゆる個々人の現実存在が、そしてその活動が、安全で自由な領域を獲得するところの、不可視の境界の承認を通じてのみ、可能である。それによりかかる境界が規定され、そして

この境界により自由な領域が規定されるところの規則が、法である。⁽³⁶⁾」

サヴィニーはかかる法概念を出発点としつつ、これに続く『体系』の各節 (§§ 53-59) において民法体系の理論的基礎づけを展開している。この点で、この法概念は、まさに近代民法学の核心をなすものといえる。リュッケルトはこのようなサヴィニーの法概念について、カント哲学の影響という主題との関連から次のようなコメントを与えている。⁽³⁷⁾

第一に、この定義をカント哲学に関連付けて理解することはたしかに可能である。ここには、後述のように、「平等な自由」の受容という点で、カントのサヴィニーに対する影響を確認することができる。だがその一方で、ここにはサヴィニー独自の見解も含まれていることを、忘れることはできない。というのも、サヴィニーは法源理論（『体系』 §§ 4-31）においても法概念について詳述しており、かかる記述と上記の法概念との関連性を無視することはできないからである。この点で留意すべき点の一つは、サヴィニーが「人間本性の倫理的規定」を「キリスト教的世界観」と同一視したことである。いま一つは、法と倫理の関係性を、「法の本性」における「二つの要素」の相互関係、すなわち一般的要素と個別の要素の関係から説いていることである。⁽³⁸⁾ とりわけ後者の理論は、リュッケルトがサヴィニーの哲学的基盤を説くさいの核心となる理論であって、この点の意義を強く受け取るなら、サヴィニーの哲学的思考とカントとの違いがむしろ強調されることになる。というのも、リュッケルトはサヴィニーのこのような二重の要素に、サヴィニーの形而上学的傾向、とりわけ「客観的観念論」の傾向を読み取っており、それはカントよりもむしろシェリング、ヘーゲルと共通の志向をもつものだと解しているからである。つまりかかるサヴィニーの立場は、「カントに対する方法的立場を本質的に変化させるものである。なぜなら、カントは認識論的に二元論的に、統制的『理念』とその『適用』から出発しているが、サヴィニーのかかる〔二元論的な〕結合は、これらの要素を時代適合的なかたちでポスト・カント的に、一般的かつ特殊なものという存在的〔ontisch〕統一へともたらすからである。」ここでは、「〔理念と現実の〕境界はいまや消滅し、理念は同時

に現実的となり、その究明は、つまり素材と形式は、〔カントの考え方は〕別の形で結合される⁽⁴⁰⁾のである。

第二に、リュッケルトによれば、サヴィニーの法概念に見られるこのような哲学的特性は、私法理論上の個々の理論にも影響を及ぼしている。たしかに、サヴィニーの私法理論には、カント的基本概念たる人格—自由—意思の相互関係に基づく理論が見られはする。たとえば、一般的な自然的権利能力、意思表示、債務関係、契約、等々があげられる⁽⁴¹⁾。しかし他方、婚姻に対する理解に見られるように、カントとの相違が明らかな点も存在する。サヴィニーは婚姻に所与的性格を認めており、この点で『自然目的』を欠くカントの完全な契約理論は、完全にすでに拒否されている。ここではサヴィニーはヘーゲルその他と消極的に一致して⁽⁴²⁾いる。

以上のように、サヴィニーにおいてカント哲学の影響を認めることはできるものの、理論全体を見た場合には、それは「見極めの難しい混入物〔schwierige Mischung⁽⁴³⁾〕」の様相を呈していると言わざるをえない。このような評価をふまえるなら、サヴィニーの法学構想におけるカント哲学という問題は、カントの影響として理解可能な部分と、それ以外の要素との峻別をまずは明確に確認するところから出発しなければならない、ということになろう。

(2) 学問論における影響

他方、法律学の学問的性格をめぐる議論もまた、19世紀の法学者たちの強い関心をひく論題であった。多くの法学者が法律学の「学問化」に関心を寄せたが、その哲学的基盤を提供したのも、カント哲学であった。とりわけ、学問全体の最高原理を見い出し、定式化することこそは、学問論におけるカントの最大の影響であると見なされた⁽⁴⁴⁾。くわえて、このような学問論との関連で重要な役割を果たしたのが「体系」概念である。リュッケルトは論文「1800年ごろのハイデルベルク」⁽⁴⁵⁾において、サヴィニーをはじめとする19世紀はじめの法学者たちが、その学問論において「体系」をいかに受容したかを論じている。

それによれば当時の法学者たちは、カント哲学の影響のもと「改革の媒体」として「体系」を受け入れた。「……体系の基準ははじめてカントが、主観的で演繹的—実践的な学問概念の適用の一部として導入したのである。『あらゆる学説は、もしそれらが体系つまり原理にしたがって秩序づけられた諸認識の全体であるべきならば、学問と呼ばれる。』——そうして学問の第一段階の有名な定義がなされたが、それは、『結果と原因』の合理主義的連関もなく、必然性ないしは断定的な確実性もないかたちでのことであつた。⁽⁴⁶⁾」

このようにカントにより定式化された学問の基準としての「体系」が、法学の学問化においても、決定的な影響を与えたのである。法学者たち自身がそのような願望を抱いていた旨を、カント自身もまた承知していた。この点との関連でリュッケルトは、カントの次の一節を引用する。

「ところでどれほど遠い将来のことやら判らないが、恐らくいつかは実現されるだろうと思われている古い願望がある。それは——無限といってよいほど多種多様な現在の民法の代わりに、その原理を探し当てたいという希望である。実際、立法をいわば簡素化する秘訣は、かかる原理にしかありえないのである。⁽⁴⁷⁾」

かようなカントの指摘に従う形で、法学の改革は遂行された。それは、『ローマ法大全』という膨大な法規定を擁する伝来の法典の再解釈・再構成を可能とさせるものとなった。「体系的に行なわれる作業とは、自然的配列、一貫した原則と原理、段階的に秩序づけられた諸概念、精密な定義、すべての事例に対する完全な規則形成ないしは例外の精確な確定、に拠りつつ行なわれるが、つまるところ、こうした体系的作業は実定法の価値の引きあげに役立つのであり、それと同時に、実定法学の時代適合的な学問性にも役立つのである。この体系的作業は、体系的形式において、隠された改革媒体を提供した。」そして、「かような体系的作業は、実定法に、常ならぬ透明性と見通しのよさ、そして非常に明白な計算可能性と法的確実性を与えた。かかる体系的作業は、最終的には実定法における恒常的な評価可能性を、特定の実践的諸原理の維持を促したのであり、それは規則—

例外—関係というかたちをとった——そして等しき事例の等しき取り扱いとしての正義もまた促したのである。その結果、19世紀初期は法を探究する法律家に、少なくとも民法・訴訟法・刑事法においては、それ以前には見られなかったほどの、一連の信頼に足る教科書を提供することになった⁽⁴⁸⁾。ティボーの『パンデクテン法の体系』やサヴィニーの『体系』はまさにこうした潮流を代表するものとして登場する。

他方、このようなカントの体系概念は、法律家の間では必ずしも単一の受け取り方をされたわけではなかった。上記の体系概念に関するカントの記述に続けてリュッケルトはいう。「他の専門科学者と同様に法律家も、このことを厳格かつカント的に、法学の体系（形式的体系とも言う）へと転用したか、あるいは客観主義的にカントを越えつつ法の体系（実質的体系とも言う）へと転用したのであるが、いずれにしても、彼らは、この原理により秩序づけられた全体というこの観念に依拠しつつ作業している⁽⁴⁹⁾のである。」

このように、「体系」的思考に準拠して法を再構築する作業こそは、カントの名のもとに遂行された法の「学問化」の核心をなすものであった。それは、法の体系化とともに新たな体系的教科書の登場をも促し、法の近代化のための重要な契機となったのである。

注

(32) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 188-199.

(33) 言うまでもないことであるが、このよう限定を加えるのは、刑法学と国法学・政治理論への影響が重要でない、という意味ではなく、もっぱら紹介者の能力と問題関心によるものにすぎない。

(34) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 190.

(35) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 191. ここで念頭におかれているヴァルンケーニヒの著作とは *Warnkönig, Rechtsphilosophie als Naturrecht des Rechts*, Freiburg i. Br. 1839 である。

(36) *Savigny, System I*, S. 331.

(37) *Rückert, Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 192. なお、リュッケルトは、ここでサヴィニーの法概念に「承認」の要素が含まれていることに注意を促し

ている。

- (38) *Savigny*, System I, S. 52.
- (39) その考えの詳細について次を参照。*Joachim Rückert*, Idealismus, Jurisprudenz und Politik bei Friedrich Carl von Savigny, Ebelsbach 1984.
- (40) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 192f.
- (41) 前出注 (3) の研究を参照のこと。
- (42) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 193.
- (43) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 194.
- (44) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 198.
- (45) 前出注 (10) を参照。
- (46) *Rückert*, Heidelberg (前出注 (10)), S. 103.
- (47) *Kant*, Kritik der reinen Vernunft, A 301, B 358. 訳は、カント『純粋理性批判』篠田訳 (中) 19 頁による。Vgl., *Rückert*, Idealismus (前出注 (39)), S. 60f.
- (48) *Rückert*, Heidelberg (前出注 (10)), S. 104.
- (49) *Rückert*, Heidelberg (前出注 (10)), S. 103.

第 4 章 近代法学史における「形式」と「自由」

ここに紹介したリュッケルトの論文は、本稿で紹介したよりもはるかに豊かな内容を有する。豊富な史料をもとに、多様な論点について検討を加えた優れた論文であり、ドイツ近代法史をとりわけ法理念、法思想の面から研究するさいには、欠かすことのできない基本文献であると思われる。このような特徴をもつ「受容」論文は多様な角度から味読するに値すると思われるが、ここでは一つの問題について若干の検討を加えておきたい。それは、「形式主義」にかかわる問題である。

1. 歴史のなかの「形式主義」

ここまで紹介してきたように、リュッケルトは、時系列的にも、また理論類型の観点からも、19 世紀のドイツ法学に対してカント哲学が多様なかたちで影響を及ぼしたことを強調する。だがなぜ、そのようなことを強調する必要があったのであろうか。それは、近代法史の捉え方そのものに

までかわる根本的な問題が横たわっているように思われる。かかる問題意識との関連で示唆的なのが、「受容」論文で言及されているドライアー⁽⁵⁰⁾の研究への評価である。

リュッケルトによれば、ドライアーは、19世紀におけるカントの影響として二つの局面をあげている。第一の局面は、自然法から実定法への転換（フォイエルバッハ、フーゴー）、さらには歴史法学と概念法学への転換（サヴィニー、プフタ）を含むとされる。第二の局面は、新カント主義であり、これが法律学における形式主義、実証主義、相対主義を具現化することになったとされる（ケルゼン、シュタムラー、ラーダブルフなど）。

このような論旨には、第一の局面から第二の局面へと主要な法学者の系譜を通じて形式主義がしだいに確固として浸透し、20世紀になり、それが法実証主義下の「価値盲目性」へとつながった（そしてそれがナチスの蛮行の一因となった）という、苦い認識が横たわっているように思われる。

だがリュッケルトは、19世紀を彩る重要な法学者たちは、けっして「価値盲目性」を奉じたわけではなかった、とする。「しかし、純粋に権威的な制定法、精密な規定と総統命令に対する、あらゆる種類の無条件の服従は、カント、プフタ、ヴィントシャイト、ラーバント、シュタムラー、ケルゼン、ブルクハルト、等々の、『実証主義』『形式主義』とは、せいぜい、いっさいの政治的、さらに政治理論的、倫理的コンテクストからの抽象化に付随して関わるにすぎない。これらの論者においては、価値盲目性はけっして存在しないし、『法律学的』なそれと同様である。そこには、歴史的つながりは何ら生じない。」⁽⁵¹⁾

では、なぜカント等々の思想を「形式主義」の遠因と解する歪みが、現代の法史学の叙述で採用されることになってしまったのか⁽⁵²⁾。リュッケルトは、この点の原因を、現代の法史学の叙述において新カント派のシュタムラーが過大に評価されていることに求めている。⁽⁵³⁾

さきにもふれたところであるが、リュッケルトは、シュタムラーの法哲学の特徴は、「〔20世紀の法学界へのカントの影響という〕全体を表わす部分として、新たなアクセントでもって新たな根本的なカントの影響を問

違いなく表している⁽⁵⁴⁾」という。それを端的に表わしているのが、有名な「正法」の理論であり、そこにはカントの批判的側面が強く現われている。リュッケルトによれば、ここで「本質的なのは、現実把握における形式と素材の区別であり、そのさい、形式は一般的なもの、つまり素材の把握を条件づけるものを意味する……」⁽⁵⁵⁾のである。

このような、カントの批判的—認識論的側面を強く志向する形で理論を形作ったシュタムラーの見解がひろく影響を与えたために、20世紀の法史学もその影響を免れることはできなかった。その結果、そうした法史学は、フーゴー、サヴィニー、プフタ等々、19世紀の法学者たちの理論を理解するに当たっても、無意識のうちにそのような側面の系譜を彼らの理論に見出そうとしてしまった。その典型的な実例が上記のドライアーの見解であった。リュッケルトはおおむねこのようなロジックを説いているように思われる。

とするならば、このことは、次のようにも言い換えられるのではないだろうか。すなわち、19世紀末から20世紀はじめに法学界を席卷した新カント派こそが、いわば一面的なカント理解を蔓延させるきっかけを作ったのであるから、そうした遮蔽物を度外視して、いまいちど19世紀の法史学そのものを精確に通覧してみるなら、これまでとは異なる歴史像が得られるのではないかと。

では、そうすることで得られる新たな像とはどのようなものであろうか。その一つが、まさに「受容」論文でリュッケルトが示した、多様な形態のカント受容のあり方ではないだろうか。時系列的に見ても、また理論の類型論としても、法学へのカントの影響はけっして一つのものに還元できるものではない。まずは、この豊かで多彩な歴史の現実から出発すべきではないか。こうしたことが、まずは「受容」論文の記述内容から確認できるように思われる。

だが、リュッケルトは、このような多様性を描き出すことだけで満足しているようには思えない。彼自身の法哲学的理念が表出されている面も、この「受容」論文にはあるように思われる。

そのことは、まず何より、カントとの関連から19世紀の法学史を検討していること自体に現われている。法学史を自由主義の古典理論との関係から主題化することで、それはいやおうなく、歴史のなかで自由の理念がいかなる帰趨をたどるのか、この点に関心を寄せていることになる。

このように考えるとき、注目すべきは、リュッケルトが、かつて「形式主義者たち」と評価された法学者たちの「実践的核心」を「平等な自由」に見ていることである⁽⁵⁶⁾。そして、この「平等な自由」は、「カント的要請」⁽⁵⁷⁾でもある。

つまり、見方を変えれば、次のようにも言えるのではないだろうか。すなわち、カントは、「平等な自由」という理念を法哲学として表現した⁽⁵⁸⁾。それは、19世紀のドイツ法学史を通じて、さまざまな形で影響を与えた。だが、19世紀末ごろ以降のとりわけ新カント派の隆盛を通じて、カント哲学の一面（批判的—認識論的側面）のみが強調され、「平等な自由」を核とする実質的価値に関わる側面は不十分にしか展開されることがなかった。「形式主義」の蔓延は、そうした偏頗なカント継受史の兆候を示すものである。とすれば、十分に展開されえなかったもう一つのカントの遺産、すなわち「平等な自由」の理念こそは、今一度、強調されるべきではないのか。

このように見てくると、近代法史の新たな叙述をおこなううえで必要なのは、カントの提示した「平等な自由」を軸として個々の法学者の業績をあらためて評価し直す、ということになる。

なお、以上の点とともに注意しておかなければならないのは、カント哲学の「批判的—認識論的」解釈に立つ法学者であっても、その思考法が「価値盲目的」であるとはかぎらない、とされていることである。その典型例としてあげられるのがフーゴーである⁽⁵⁹⁾。

フーゴーは、その存命中からその法思想が同時代人にカント的であるとして知られていた法学者である。フリースのよく知られた表現を借りれば、フーゴーの法哲学は「カント自身の法論よりも首尾一貫したカント的自然法」であるとされた⁽⁶⁰⁾。リュッケルトによれば、かかるフーゴーのカント受

容は、批判的—形式的カント理解の典型例である。つまり、形而上学的要素を徹底して形式的にとらえる。これに対して、法の「内容」を提供するのは「経験と歴史」⁽⁶¹⁾であるとされる。

ここにいう「経験と歴史」は、それ自体はなんら形而上学的要素をもたない「裸の事実」であり、その意味で「単なる偶然的なもの」⁽⁶²⁾である。だが、このように単なる事実を集積することが「学問」たりうるのか、という疑問はフーゴーが活躍したその当時にもすでに存在していた。そのため、フーゴーは、政治的には、左右を問わずいずれの陣営からも攻撃を受け、あるいは計算不能、無原理的、等の非難を受けた。⁽⁶³⁾

だがリュッケルトは、だからといってフーゴーが価値盲目的な法学を構想したと解することはできないとする。というのは、たしかにフーゴーは、「批判的—形式的」なカント解釈を独自に遂行したが、同時に経験に根拠をもつ「政策」の追求をもおこなったからである。「フーゴーは政策の合理的で非アプリアリな原理を探求しているのであり、政策をたんに経験的秩序づけだけをおこなう学問としてではなく、根拠づけをもおこなう学問として理解している。彼はその原理を結果の具体的衡量に従う『一般的幸福』に見出しており、彼はこれを、完全にカントと競合する、さらにはその定式を必然的に補完する解決法だと考えている。」⁽⁶⁴⁾

つまり、フーゴーはカントの批判的—形式的理解に立ちつつ、その限界を補う実質的価値論の試みを独自に遂行していたとされるのである。

2. 理念としての「平等な自由」

さて、上記のようにリュッケルトは、近代の規範的理念として「平等な自由」を——少なくともその一つの可能性として——考えている。ここで、彼自身の法哲学的価値論がよく現われている論文として、「法原理としての frei und sozial」⁽⁶⁵⁾（以下「法原理」論文とよぶ）を参照したい。この「法原理」論文においても、リュッケルトは、もちろん近現代法史研究者として厚みのある歴史学的議論を展開しているが、同時にタイトルが示唆しているように、本論文の主要な目的は、歴史的素材を用いつつ規範的

「法原理」を論ずることにある。⁽⁶⁶⁾

論文のタイトルにすでに示されているように、リュッケルトは、自由と社会的平等の理念を調和的に結合する点に、近現代法システムの価値理念を見ている。すなわち、「自由 [frei] と社会的 [sozial] という形容により表わされる二つの原理が十分に両立可能であり、これらはまさに統合的なかたちでこそ、その最大の価値を発揮する」⁽⁶⁷⁾。この考え方を抽象的に説明すれば、次のようになる。すなわち、まずは「自由の原理」が「根本的で決定的な原理」であり、これにより保障される機会によって、個々人が自身を発展させることができるのでなければならない。これに「社会の原理」が結びつく。そのために、時代の基準に従う平等な法により、「解放による支援 [Emanzipierende Hilfe]」が提供される。それは、法的強制を用いて社会的不平等を是正することを意図するものではない。⁽⁶⁸⁾

このような理念は、リュッケルトによれば、それ自体としては決して新しいものではなく、近代という時代にすでに胚胎されていたものである。たとえば、それはすでにルソーの『社会契約論』で示唆されており、カント、アダム=スミスらにより受け継がれていったのであった。

このような系譜のなかで、カントがきわめて重要な位置を占めていることは疑う余地はない。原理としての「自由」との関連でいえば、カントの貢献はまずは有名な「目的としての人格」という定式に表わされている。

「汝の人格の中にも他のすべての人の人格の中にもある人間性を、汝がいつも同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ用いない、⁽⁶⁹⁾ というようなふうに行為せよ。」

かかる「人格の学説」の背景には、神の似姿としての人間という理解が世俗化され、神は「たんなる理性の限界内」での宗教的図像と化した、という事情がある。「ここに人間理性が創造における王座についた」⁽⁷⁰⁾のである。たとえばそれは、カントの『永久平和論』の次の一節に端的に表現されている。

「というのも、私の自由にかんして言えば、私は、たんなる理性によって知られる神的な法にかんしてすらも、私が自分で同意すること

ができた場合のほかは、いかなる責務ももたないからである。⁽⁷¹⁾」

こうした人間の自由は、人権宣言の一節として法的に具現化された。だが、かかる自由権は、無制限な力をもつ強者の専制を許容する、あるいは主権を有する多数者の専制を許容する、という批判を招くものでもあった。しかしリュッケルトは、そうした批判は、カントの法理念にはあてはまらないとする。「だがいずれにしても、これ〔らの批判〕はカントの自由主義的法概念に対する異論となりうるものではなかったし、なりうるものではない。……カントの場合、法的自由は平等な自由として、つねにただ共通・共同のものとして人間に属する。民主主義の多数派も、こうした平等な自由を共通の前提・目標として尊重しなければならない。「〔自由が〕無制限〔である〕」⁽⁷²⁾ということは語られていない。」すなわち、「ここでは、あらゆる点で、最大の平等な自由という内容的要請が、『法の一般原理』⁽⁷³⁾ (Kant 1797, AB 33) ⁽⁷⁴⁾として作用している」のである。

リュッケルトは、このような意味での自由は、法原理としての「社会的〔sozial〕」と対立するものではなく、むしろこれらと必然的に結びつく、とする。リュッケルトは、実際、カントにはそのような考え方がすでに見られたとしつつ、その根拠として、カントのテキストにおいて、平等な自由を擁する憲法体制が人間的幸福を実現する前提として語られている点をあげている。たとえば、カントは『純粹理性批判』においてプラトンの『国家』を擁護しながら、次のように述べている。

「各人の自由を他のすべての人々の自由と共存せしめることを旨とする法律に従って制定され、人間の最大の自由（最大の幸福ではない、幸福はおのずからこれに随伴するものであるから）を主眼とするような憲法は、少なくとも一個の必然的理念であり、この理念は憲法の制定に際してはもとより、およそ一切の法律の根底に存せねばならぬ⁽⁷⁵⁾。」

たしかにここには、万人に保障された平等な自由が互いに調和する、つまりこの意味での最大の自由が保障されることで、人間の幸福が「おのずから」実現されるように書かれている。これをリュッケルト流に解釈する

と、次のようになる。「カントは、平等な法的自由という共同の法則による道を提供しており、その社会的有効性を信じている。彼は社会的ないし経済学的綱領それ自体は、述べはしなかったが、それは〔そうした綱領を〕無視する趣旨からではなかった。……人格の自由、所有の自由、契約の自由、法の前での平等、機会の法的平等、といった社会的幸福の諸前提は、……カントによって法哲学的かつ法実定的〔rechtspositiv〕に解明され、実際に成功したのである。カントの年長の同時代人であるアダム＝スミス（1723年生まれ）、わずかカント（1724年生まれ）より一年年長にすぎないが、彼はそのため多くの具体例を残してくれていた。兩人ともこの意味で、そのための実定的規則を構築したわけではないが、それでも『自由かつ社会的』〔という定式〕を支持したといえるのである。」すなわち、「『自由かつ社会的』の綱領は1800年ごろには十分に考え抜かれ、記述され、なんどもすでに必然的な前提として検討されていた。そこではけっして、あらゆる論難にもかかわらず、自由〔frei〕と社会的〔sozial〕は一致不可能とは見なされていなかった」⁽⁷⁶⁾のである。

このように、リュッケルトは、明らかにカントを少なくともその一つの核として、自由〔平等な自由〕の理念を救い出そうとしている。では、このような意味でのカント的自由の影響は、専門の法学者にも見出すことはできるのであろうか。リュッケルトの議論を詳細にみると、たとえばサヴィニーはそうした法学者の一人として考えられているように見える。

たしかにサヴィニーは、法の体系化を説き、体系的方法の重要性を強調した。この点で、ともすればサヴィニーは「形式主義者」と解される余地があった。だが、カントの「平等な自由」を正統的に受け継いだ法学者としてサヴィニーを評価することができれば、そこには「価値盲目」的立場を見ることはできない。むしろ、この点で、サヴィニーはカントに代表される近代の規範的理念の正統的な継承者としての側面をもつ、ということになる。

そうした議論を示すものとして、ここでは、リュッケルトの2007年の論文「サヴィニー『体系』における法解釈学」⁽⁷⁷⁾における叙述を参照してお

きたい。それによれば、『体系』においてサヴィニーは、人格、自由、意思といったカントに由来する基本概念を用いているが、同時に法体系の基礎として法制度および法関係の概念を使用しており、かかる法体系は、「実定法を通じての平等かつ自由な人倫の究明という一般的課題についての、原理により秩序づけられた内容的な道⁽⁷⁸⁾」を目指すものであるとされている。つまり、自由な人格が相互に平等に並び立ち、それぞれの自由な領域において各自が倫理的目的を追求することができるよう、法規則は存在するのであり、法体系はそのための法的原理を展開するものだ、⁽⁷⁹⁾というのである。

たしかに、重要な基本概念のひとつである法制度の概念の説明にあたって、サヴィニーはシュタールの『法哲学』に依拠して⁽⁸⁰⁾おり、この点、カント哲学との距離が示唆⁽⁸¹⁾されている。だがそれにもかかわらず、平等な自由の共存を追求したという点においては、サヴィニーの法理論においてもカントの影響を否定しえない、と言えるのである。

このようなサヴィニーの法体系を「形式的」と評価することを、リュッケルトははっきりと拒否⁽⁸²⁾している。リュッケルトによれば、かかる法体系が定式化する法原理は、ヘーゲル主義的な超歴史的原理などではない。むしろそれは、歴史のなかで長期にわたり「認識」され、「承認」されてきたものであり、場合によっては立法の形で表現される。つまり、サヴィニーのいう法的原理は、超実定的なものではない。しかし彼は、そのような原理を正当化するにあたっては、客観的観念論に依拠した存在論による根拠づけをおこなっており、この点で、現実のなかに理性を見る、という立場に立っている（この点はフーコーが「経験と歴史」に依拠しようとしたのとは異なる）。

このように見てくると、サヴィニーは「平等な自由」の理念をカントから受け継ぎつつ、現実の中に理性を見るという点で形而上学的立場に立っている。かかる意味で、サヴィニーは、形而上学的でリベラルなカント使用の立場に連なるものとなる。

注

- (50) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 182. ここであげられているのは *Dreier*, Zur Einheit der praktischen Philosophie Kants, in ders.: Recht-Moral-Ideologie, Frankfurt 1981 である。
- (51) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 183.
- (52) リュッケルトはその一例として、コーイング、ヴィーアッカー、ラレンツ、ヴェルツェルらあげる。*Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 182.
- (53) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 182.
- (54) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 171.
- (55) 以上の引用はいずれも *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 170. シュタムラーについて前出 167-168 頁参照。
- (56) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 183.
- (57) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 199.
- (58) この点について後出 182 頁参照。
- (59) 「受容」論文でもフーゴーは先駆的な論者として何度も言及されている。*Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 151f., 166, 168, 171, 174, 177, 181, 201 を参照。また同人のフーゴーを扱った研究として次のものがある。*Joachim Rückert*, „... daß dies nicht das Feld war, auf dem er seine Rosen pflücken konnte...“? Gustav Hugos Beitrag zur juristischen-philosophischen Grundlagendiskussion nach 1789, in: ARSP Beiheft 37, Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts, S. 94-128. また *Ders.*, Autonomie des Rechts in rechtshistorischer Perspektive, Hannover 1988, S. 101 の記述も参照。
- (60) *Fries*, Reinhold, Fichte und Schelling, Leipzig 1803, S. 319.
- (61) *Hugo*, Lehrbuch des Naturrechts, als einer Philosophie des positiven Rechts, 2. Versuch, Berlin 1799, S. 50.
- (62) この点で、サヴィニーとフーゴーとの対比について *Rückert*, Hugos Beitrag (前出注 (59)), S. 115f. を参照。
- (63) *Rückert*, Kant-Rezeption (前出注 (1)), S. 173.
- (64) *Rückert*, Hugos Beitrag (前出注 (59)), S. 117.
- (65) *Joachim Rückert*, „Frei und sozial“ als Rechtsprinzip, Baden-Baden 2006.
- (66) 自らの方法論として、カントの「直観と概念」を強調している。*Rückert*, Frei und sozial (前出注 (65)), S. 7f.
- (67) *Rückert*, Frei und sozial (前出注 (65)), S. 7.
- (68) *Rückert*, Frei und sozial (前出注 (65)), S. 56.
- (69) *Kant*, Grndlegung der Metaphysik der Sitten, Riga 1785, 2. A. 1786. 訳は野田又夫訳『人倫の形而上学の基礎づけ』、『世界の名著 39 カント』所収、274 頁による。
- (70) *Rückert*, Frei und sozial (前出注 (65)), S. 12.

- (71) *Kant*, *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Einwurf*, Königsberg 1795, 2. A. 1796, S. 22. 訳は、カント『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳、岩波文庫）30頁による。
- (72) *Rückert*, *Frei und sozial*（前出注（65）），S. 14. [] は耳野による補足。この一節につづけてリュッケルトは、同様の趣旨は、「20世紀のすべての興味深い神話とは裏腹に、19世紀の『形式主義的』私法においても言えることである」としている。すなわち、カントにおける「平等な自由」の理念は、実際にはカント以後の私法学にも受け継がれていった、というのがリュッケルトの理解であると思われる。
- (73) 参照されているのは、*Kant*, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, Königsberg 1795, 2. A. 1796である。
- (74) *Rückert*, *Frei und sozial*（前出注（65）），S. 15.
- (75) *Kant*, *Kritik der reinen Vernunft*, B373. 訳は、カント『純粹理性批判』篠田訳（中）34-35頁による。
- (76) 以上の引用はいずれも *Rückert*, *Frei und sozial*（前出注（65）），S. 20f.
- (77) *Joachim Rückert*, *Savignys Dogmatik im „System“*, in: *Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag*, hg. v. Andreas Heldrich, Jürgen Prölss Ingo Koller u. a., Bd. 2, München 2007, S. 1263-1297.
- (78) *Rückert*, *Savignys Dogmatik*（前出注（77）），S. 1288.
- (79) *Rückert*, *Savignys Dogmatik*（前出注（77）），S. 1296f. 「最上位の目標」は、「あらゆる人間の自由で倫理的な展開を可能にすること」であり、「法と倫理のかかる分離関係の根底には、幾多の近代的法学説よりも積極的で、真正の啓蒙主義的人間像が横たわっている」とされる（S. 1297）。
- (80) *Savigny*, *System I*, S. 9f.
- (81) シュタール『法哲学』の公刊がカントの直接的影響の終焉を示す一つの印であったことにつき、前出 166 頁参照。
- (82) *Rückert*, *Savignys Dogmatik*（前出注（77）），S. 1295.

第5章 おわりに

以上のようなリュッケルトの見解に対して、いかなる意義を与えることができるだろうか。またそこから見いだされる課題はなんだろうか。

(1) 多様なカント受容の歴史の確認とその効果

リュッケルトは、19世紀の法学史を通じて、受容されたカントの影響

188 (767)

は一つではなかったことを強調する。またその影響の強さも時期により違いがあるとされる。1830年ごろまでの影響史、その後の1860年ごろまでの中断、そして1860年ごろの再興とそこから始まる多様なカント理解のヴァリエーション。まずは、このような多様な影響史の事実が存在したことへの指摘が、「受容」論文の意義の第一であると思われる。

リュッケルトは、従来の研究では、このような多様な影響が存在したことが看過されてきたと考えている。なぜそのような現象が生じたかといえば、まさに19世紀が終わらんとしている時期に、新カント派が隆盛し、なかでもシュタムラーの法理論が過大に評価されたためである。リュッケルトは、シュタムラーこそは、カントの批判的—形式的解釈に立脚した典型的な論者とみている。このような新カント派の影響を20世紀初頭の法学は免れることはできず、あるいはひょっとしたら、無意識のうちに極めて強く内面化することで、19世紀に対する像を構築することになった。そのかぎり、20世紀の法学史の記述は、19世紀をありのままに見ることが難しくなった。

(2) 法における「形式」と「内容」

そして、このような認識上の歪みを通じてもたらされた19世紀法学史に対する理解のあり方の典型例の一つが、「形式」をめぐる論点である。近代法における「形式」の持つかかる意義についてあらたに考える材料を提供することが、「受容」論文の重要な第二の意義であると思われる。

すなわち、20世紀の法史学の叙述においては、新カント派のなんらかの影響の下、批判的—形式的カント理解に立脚した認識枠組みに——無意識的にであったかもしれないとはいえ——に則ることとなった。そのため、19世紀の多様な法学構想についても、ともすれば、「内容」すなわち実質的価値よりも「形式」に焦点をあわせた解釈をもちこむこととなった。だが、実際に19世紀に展開されたいくつもの法学構想は「価値盲目的」であったわけではない。

たとえば、たしかに、サヴィニーは法体系の構築を試みた。「体系」で

あるからには、そこには「形式」的要素は含まれている。しかしそれは、内容空虚という意味での形式ではない。ではそこに含まれる「内容」とは何か。リュッケルトはそれを「平等な自由」に見ている。カント受容のタイプとしては「形而上学的ーリベラル」なカント受容のヴァージョンということになる。ただし、サヴィニーの思考法には客観的観念論との結合も見過ごすことはできないため、この点でカント哲学との違いもまた精密に検討する必要がある。

いずれにしても、19世紀の法学者をたんなる形式主義者と断罪することの危険性は、他の法学者についてもあてはまる。たとえば、「形式的ー批判的」カント解釈に立脚するフーゴーについても、実質的価値の考慮の跡をうかがうことができる。

(3) 平等な自由

この「平等な自由」という論点をもって、近代法の理念をどうとらえるかという重要な問題へと入ってゆくことになる。この点の示唆を「受容」論文の第三と意義として指摘したい。

リュッケルトは、近代法の理念を自由に見ている。それは「受容」論文の記述のみならず、同人の他の論文の記述からも明らかである。そして、それらで説かれる「自由」は、けっして「無制限な自由」ではなく、他者の自由と調和し共存しうる自由というカント的意味での自由である⁽⁸⁴⁾。

このような「平等な自由」は、19世紀の半ば以降、カントの「形式的ー批判的」解釈が広く受容される反面、適切に継承されなくなる⁽⁸⁵⁾。だが、それ以前の法学者、たとえばサヴィニーの法概念には、こうした要素が含まれていた。かかる意味で、「受容」論文は、19世紀という時代を通してカントの影響を論じつつ、看過された近代法の規範的理念にあらためて光を当てる、という意義を有しているように思われる。

(4) 課題

以上に対して、「受容」論文がなげかける最大の課題は、19世紀ドイツ
190 (765)

法学史におけるカントの影響を精密に跡付ける作業の必要性である。「受容」論文は、カントの受容史を描き出すことを目的としていながら、個々の法学者の具体的なテキスト分析をほとんど行っていない。たとえば、サヴィニーへのカントの影響という問題に限って見ても、両者の法概念の詳細な分析をふまえてはじめて、受容の有無、受容の程度、さらには哲学的性質についての議論がなされるはずである。だが、この「受容」論文では、多数の法学者におけるカント受容という主題を扱っていないながら、そのような具体的な分析はほとんどなされていない。リュッケルト自身も、たとえば私法学の分野では、そのような精密な分析の蓄積が欠けていることを指摘しており、⁽⁸⁶⁾設定されたテーマに対して、十分な解答を与えうる状況ではないことを示唆している。実際、どの法学者についても、おおよその傾向や評価に基づく性格付けがなされ、そこからカント受容について類型化がなされているにすぎない。

また、「受容」論文の内容の最も重要な骨格をなすのは、19世紀のドイツ法学におけるカント哲学の影響を「形而上学的ーリベラル」と「懷疑主義的ー中立的」の二重の方向性を軸として理解しうる、とする点にある。そのうえで、リュッケルトの記述に従うなら、19世紀のなかごろ以降、後者の影響が強まり、20世紀に入ると前者の影響がかつて見られたことも看過されるようになった、と解される。だが、仮にこのような理解が正しいとして、なぜ「懷疑主義的ー中立的」カント解釈は、それほどまで強い影響力をもちえたのであろうか。そのようなカント解釈が影響力をもちえたことについては、その時代の法学を取りまく学問史的・経済的・社会史的等々の要因を検討することも可能であろう。だがこの点も、「受容」論文では検討されてはいない。

しかしながら、これらの点は、「受容」論文の欠点ではなく、この論文が投げかける今後の課題と言うべきであろう。多様な学説と膨大な情報を整理し、多岐にわたる論点を的確に明示し、俯瞰的な視野を踏まえて個別の研究への橋渡しを行うこと。この「受容」論文は、まずはこのような意図をもっているように見える。言い換えれば、19世紀のドイツ法学史に

おけるカント受容という巨大なテーマに取り掛かるための、いわば「総論」として、それは位置づけられるように思われる。この意味で、「受容」論文が提供してくれる知見は、きわめて長い射程をもつ有益なものであり、繰り返し参照すべき重要な成果であると言える。

注

- (83) 前出 185-186 頁参照。
- (84) 前出 182 頁参照。
- (85) *Rückert*, *Frei und sozial* (前出注 (65)), S. 26.
- (86) *Rückert*, *Kant-Rezeption* (前出注 (1)), S. 191.